

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年 3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第116号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第2条の表事業用電気工作物保安監督等手当の款中「適正処理施設部施設建設課、クリーンセンター」を「クリーンセンター、埋立事業管理事務所」に改め、同表変則勤務手当の款中「深夜」の右に「（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）」を加える。

第3条の表変則勤務手当の款中「（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）」を削る。

第6条の表特殊現場作業手当の款市民スポーツ振興室スポーツ企画課に勤務する職員の項を削る。

第8条の表特殊現場作業手当の款及び動物取扱作業手当の款衛生公害研究所に勤務する獣医師の項中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改め、同表放射線取扱手当の款中「京都市立病院」の右に「保健センター」を加え、同表保健医療業務手当の款京都市立病院看護科に勤務する職員の項の次に次の1項を加える。

保健センターに勤務する職員	精神指定医による診察の立会い、移送等の業務に従事したとき。	1回 1,000円
	精神保健及び精神福祉に係る訪問指導又は精神相談の業務に従事したと	日額 500円

き。

第8条の表社会福祉業務手当の款醍醐和光寮に勤務する職員の項中「醍醐和光寮」を「醍醐和光寮引継事務所」に改め、「保健師又は」を削り、「入寮者の看護又は保健指導」を「旧京都市醍醐和光寮条例に基づき京都市醍醐和光寮に入寮していた者（以下「入寮者」という。）の看護」に、「成人係長、児童第一係長及び児童第二係長」を「担当課長補佐及び担当係長」に改め、同表変則勤務手当の款醍醐和光寮に勤務する職員の項中「醍醐和光寮」を「醍醐和光寮引継事務所」に改め、同款衛生公害研究所に勤務する職員の項中「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改め、同款桃陽病院に勤務する職員の項中「午前6時」を「午前5時30分」に改める。

第11条の表放射線取扱手当の款及び保健医療業務手当の款保健所に勤務する職員の項を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)